



公正競争ワーキンググループの検討項目（案）

令和6年2月19日
事務局

1 公正競争の確保に関する基本的な考え方

- 市場環境の変化や競争環境の変化を踏まえた公正競争の確保に関する基本的な考え方 等

2 NTT東西の通信インフラの在り方

- 我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方
- NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方
- NTT東西の分離の在り方 等

3 NTT東西等の業務の在り方

- NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方
- NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方
- NTT持株による事業の実施の在り方 等

4 NTTグループに関する公正競争の確保の在り方

- NTTに対する累次の公正競争条件の在り方 等

5 その他必要と考えられる事項

- ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方 等

市場環境の変化や競争環境の変化を踏まえた公正競争の確保に関する基本的な考え方

(公正競争WG第1回会合における主な意見)

- 通信法制における**公正競争は、総合的事業能力を背景とした市場支配力の拡大が行われないこと**であり、競争条件（市場構造）の公正と競争行為の公正に分類される。また、通信市場は、**サービス競争のみならず設備競争が重要**であり、これに着目した規律はどのような法形式であれ引き続き非常に重要。（林構成員）
- 電気通信事業法とNTT法が両輪となって公正な競争の確保が図られていることを踏まえ、**変更すべき規律や維持すべき規律、消費者への影響について議論**したい。（西村（真）構成員）
- NTT東西とNTTドコモの合併や自己設置要件等、**想定可能な事項について、認められるか、認められないかを明文化**すべき。（相田構成員）

我が国の情報通信インフラを支える線路敷設基盤、電気通信設備の在り方

設備の自己設置要件（論点4-1関係）

- 設備の効率的な整備・運用を図るためには、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とすることも必要となるところ、その趣旨等を踏まえ、**自己設備設置要件の在り方についてどう考えるか。**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- NTTは特別な資産である線路敷設基盤を保有していることから、引き続き、自己設備設置要件が必要。（ソフトバンク、KDDI）
- 固定電話用の線路敷設基盤は全国にあまねく整備されており、これらの資産を有効に活用した上で、さらにブロードバンド未整備地域の解消を図るという観点から、**現状の自己設備設置要件を維持することが適当。**（ケーブルテレビ連盟）
- 設備シェアリングやオフバランス化、無線設備の活用による効率化を図れないため、自己設置義務及び重要設備の譲渡の認可の見直しが必要。また、電話サービスもブロードバンドサービスも含めて、自己設置によらず、他者設備を活用した柔軟なサービス提供を可能とし、国民負担の軽減や利便性の確保・向上を実現することが必要。（NTT）
- 継続的な支配・管理が求められる事業用電気通信設備とは別に、線路敷設基盤については、他の公共インフラ（他社資産）の活用等による効率化が可能な場合は、必要に応じて検討することは適切。（KDDI）
- 著しく不経済となるエリアにおいて、**最終保障提供責務（ラストリゾート責務）を負う場合に限定して、NTT東西が無線サービスを提供できるようにするために、設備の自己設置要件の緩和を検討するべき。**（STNet）
- 自己設備設置要件には、重要設備の譲渡等の規定とともに、**第一種指定電気通信設備としての指定を意図的に回避することを防止し、電気通信事業法の規制の実効性を確保する効果がある。**（ソフトバンク）
- 仮に**第一種指定電気通信設備の譲渡**が行われた場合には、NTT東西が電気通信事業法上の指定電気通信設備に対する規律を逃れるおそれがある。（KDDI）

設備の設置概念（論点4-2関係）

- 電気通信事業法は、**設備の「設置」の有無に着目した規律の体系**となっており、「設置」とは、「設備の所有」ではなく、「**設備の継続的な支配・管理**」を意味するところ、他者設備の利用やオフバランス化など、今後、**設備の所有者と利用者が分かれる形態の増加も想定**される中で、設備の「設置」に着目した規律を検証する必要性が生じている。**自己設備設置要件における「設置」の概念も、電気通信事業法の検証に合わせて、当該要件の趣旨を踏まえつつ、検証することが適当でないか。**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 最近では自ら設備を設置しない電気通信事業者も増えていることから、**設備の「設置」の有無に着目した規律の検証は必要。**（JAIPA）
- 電気通信役務の安定的な提供を確保するためには、**事業用電気通信設備の継続的な支配・管理の観点からの「設置」概念は、今後も重要な位置付けになる。**（KDDI）

NTT東西が果たす役割とNTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

NTT東西のアクセス部門の資本分離等

（論点7 - 1 関係）

- NTT東西の**アクセス部門の資本分離**について、以下の意見などを踏まえ、**どう考えるか**。これ以外にも、**NTTが現状のまま運営する方法や国有化して事業者に運営を委託する方法なども考えられるが、どうか**。
 - ・ KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル等からは、**公社承継資産・ボトルネック設備を保有するNTT東西が完全民営化される場合、NTT東西とNTTドコモ等の連携が容易となり、モバイル市場等の公正競争の確保に重大な影響が及ぶとの意見**
 - ・ NTTからは、NTT東西のアクセス部門の資本分離は、**ネットワークの高度化が進まない、コスト効率化や品質維持・向上が見込まれない、自然災害等に対する迅速な復旧対応等に影響を及ぼす等のリスクを招くとの意見**
 - ・ オプテージ、STNetからは、**光ファイバの設備競争が減退するとの意見**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- NTT東西の特別な資産は、今後民間事業者が実現し得ない規模感で構築されており、我が国のあらゆる電気通信サービスは固定・無線問わず依存せざるを得ない構造にあるため、我が国の電気通信の適切かつ安定的な提供のためにも、**特別な資産の適切な維持・運用が今後も必要**。NTT東西を完全民営化するとした場合、**特別な資産の保有・運用の安全性・公平性確保のため、アクセス部門をNTT持株及びNTT東西から完全に資本を分離した別会社とすることが必須**。（ソフトバンク）
- **アクセス部門をNTTから資本分離し、すべての電気通信事業者が電電公社時代の線路設備基盤に設置された設備を公平に利用できる環境を実現すべき**。（アルテリア）
- NTTが保有する「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」は、**ユニバーサルサービス、公正競争や安全保障に影響を及ぼすため、アクセス部門の資本分離については慎重な議論が必要**。（KDDI）
- **NTT東西の光ファイバ等を含むアクセス部門の資本分離やNTT東西が一体となった運営、またNTT東西が保有する光ファイバを国有化し事業者へ運営を委託することは、設備の効率化インセンティブが失われ、設備利用料金が下方硬直的になり、ひいては最終利用者の料金が高止まりすることも懸念され、サービス競争や利用者の利便性に悪影響を与えることから、行われるべきではない**。（STNet）
- アクセス網を承継するアクセス会社の設立等には**多大な移行コスト等**がかかるほか、設立された場合には地域の小規模な事業者の淘汰に繋がる可能性があり、**設備競争が減退し、中長期的には料金の高止まりやサービスの均一化、インフラの脆弱化など、国民へ不利益を及ぼすおそれがあることや、光ファイバ料金の適性や提供の公平性は、現行の電気通信事業法やNTT法等により担保されていることから、アクセス部門の分離を講じる必要性はない**。（オプテージ、トークネット）
- 引き続き、これまでの体制・競争環境の中でネットワークの拡大・高度化・提供に取り組んでいくことが最も適切と考えていることに加えて、**ネットワークの高度化が進まないといったリスク等を招くことから、NTT東西のアクセス部門の資本分離については不要**。（NTT）

NTT東西の分離の在り方

（論点5 - 3 関係）

- NTT東西の分離は、「両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等（ヤードスティック競争）による非効率性の排除」、「NTT東西が相互参入し得る市場構造に改めることにより、それぞれの地域における独占性の弊害の抑止」の観点から導入されたところ、当該観点及び以下の意見等を踏まえ、NTT東西の分離についてどのように考えるか。
 - ・ NTTは、経営の必要に応じて東西統合も経営戦略の選択肢の1つとして検討可能となるよう見直しを要望
 - ・ 他方、競争事業者からは、NTT東西が統合されるとNTTの競争力が更に高まり、設備競争が抑制され競争事業者が淘汰される可能性があるとの意見
 - ・ また、NTT東西の統合は、両社のコスト構造や収益構造の比較・検証等による非効率性排除の観点から問題との意見

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- NTT東西の統合や業務範囲規制の撤廃、グループ会社の事業再統合は、NTTの独占回帰が進み、公正な競争環境が維持できず、結果として国民の利益が損なわれる懸念があるため、引き続き規制することが必要。（エネコム）
- 仮にNTT東西が統合された場合、巨大な資金力などを背景に固定市場におけるNTT東西の市場支配力が高まることで、事業規模の小さい地域系通信事業者が淘汰され、固定通信市場の寡占化に繋がるため、NTT東西の分離に係る規律については引き続き維持されることが必要。（北海道総合通信網、オブテージ、QTnet、STNet、トークネット）
- 現状市場で圧倒的な支配力を持つNTT東西が統合されることにより、競争事業者に深刻な影響が生じる可能性が高く、公正競争の観点から極めて大きな懸念が生じる場所、公正競争が損なわれれば国民の利便性、利益が損なわれる事から、NTT東西の合併は禁止されるべき。（JAIPA）
- NTT東西は競争による非効率性の排除が働きづらい位置にあり、政策による非効率性の排除が求められるところであり、NTT東西の分離は引き続き維持すべき。（ソフトバンク）
- NTT東西が引き続き、光設備を維持・拡大し、他事業者へのネットワーク提供を低廉な料金水準で継続していくためには、さらなる事業成長とともに抜本的なコスト改革が必要であることを踏まえ、将来的に経営の必要に応じてNTT東西の統合も経営戦略の選択肢の一つとなるよう見直しが必要。（NTT）

線路敷設基盤の公正競争の確保の在り方

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- **公的な資産を継承した事業者と、新規で整備を行う事業者の間で公平な競争条件が確保されることが必要**で、特に電柱の共架、ダークファイバーの利用については透明かつ公平な運用が必要。（ケーブルテレビ連盟）
- NTT東西以外の通信事業者が自ら全ての電柱を立てインフラを構築することは、道路占有許可や経済的にも現実的ではなく、NTT東西等が所有する電柱を利用してインフラを構築しているところ、公正競争環境の確保の一環として、**NTT東西が線路敷設基盤の利用を希望する事業者に対し電柱利用の許容条件等の基準を開示していただくことが必要**。（JCOM）

（公正競争WG第1回会合における主な意見）

- **NTT東西のネットワークは、NTT以外の者が保有し得ない線路敷設基盤の上に構築されたものであり、公平な利用を確保する観点から、他事業者に対してNTT東西の利用部門と同一の条件で提供することを明確化すべき**。（相田構成員）

NTT東西の業務範囲（本来業務）の在り方

県域業務規制の扱い

（論点5 - 1 関係）

- IP化の進展により、県内サービスと県間サービスを区分して競争を促進する意義が希薄化している状況を踏まえ、**県域業務規制は、見直しが必要ではないか。**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 旧来の県内・県間等の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなっていることから、見直すべき。（NTT）
- IP化の進展に伴い県域を区分して考えることが実態にそぐわないとの点は理解でき、**県域業務規制の見直しは適当。**（JCOM）
- 県内通信に限定する業務範囲規制について、**固定通信の提供範囲を東日本/西日本管内に限定する規制へと見直すこともあり得る。**（KDDI）
- 東西地域会社に課せられた地域に基づく**県域業務規制の見直し検討自体は通信技術の進展にあわせ随時行われるべき。**（ケーブルテレビ連盟）
- 電話サービスにおいては、県内県間の料金が統一されたことを受けて、**県域業務規制の見直しは良いが、それ以外のサービスについては別途検討が必要。**（テレサ協会）

本来業務の範囲

（論点5 - 2 関係）

- NTT東西の県域業務規制について県内通信の制約を撤廃する場合、NTT東西は、それぞれ東日本地域又は西日本地域で「他人の通信を媒介する電気通信業務」を広く実施可能と考え得るところ、NTT東西には、これまで禁止されてきた**移動通信事業やISP事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないか。**
- **この禁止される公正競争に重大な影響を及ぼす業務の詳細については、引き続き検討を深めることが適当ではないか。**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- **移動通信事業やISP事業等の公正競争に影響を及ぼす業務を行うことについては、引き続き禁止すべき。**（ケーブルテレビ連盟、JCOM、KDDI、ソフトバンク、JAIPA）
- **NTT東西が線路敷設基盤等（局舎、電柱、とう道、管路、光ファイバ）を承継したまま、移動通信事業やISP事業等も含めて全国展開が行われた場合、現在でも競争上優位な立場にあるNTT東西の競争力がより強化され、他の電気通信事業者が競争上対抗できない状況となることを強く懸念。**（JCOM）
- 仮にNTT東西の業務範囲が拡大され、**NTT東西自らISPや移動系サービスが可能となった場合等においては、他の事業者が淘汰され、料金の高止まりやサービスの均一化など、国民の利便を損ねる可能性**があるため、NTT東西が公正競争に影響を及ぼす業務を行うことは、**引き続き法規制により禁止することが必要不可欠。**（北海道総合通信網、オブテージ、QTnet、STNet）
- 公正競争環境の確保のためには、**NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要**であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。（KDDI）
- NTT東西が「特別な資産（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を保有したまま、**活用業務を本来業務とすることは、公正な競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、慎重な議論が必要。**（KDDI）
- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、**地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められること等により、NTT東西の業務範囲規制は時代に合わなくなっており、見直しが必要。**（NTT）
- **NTT東西として移動体事業への進出やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはなく、これらについて担保措置が必要であれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定していただいても構わない。**（NTT）

（公正競争WG第1回会合における主な意見）

- ネットワーク構造の変化を踏まえ、**NTT東西の本来業務や活用業務の在り方について見直すべき。**（高橋構成員、林構成員）
- NTT東西の業務の見直しに当たって、**移動通信事業やISP事業等、公正競争を阻害するおそれのあるものは、通信政策特別委員会において認めるべきでないという意見が出ており、慎重に検討すべき。**（林構成員）

制度見直しの留意事項

（論点5 - 4 関係）

- NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは、**規律の廃止と新設を一体的**に進めないと制度的な空白が生じ、公正競争上の問題が生じるのではないか。

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 規律の新設の前に、既存の規律の廃止を行うべきでない。（KDDI）
- 公正競争を確保する観点より、NTT東西の業務範囲に関する制度の見直しは制度的な空白が生じないよう進めていくことが必要。（STNet）

NTT東西の地域電気通信業務以外の業務の在り方

（論点6 - 1 関係）

- 地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**については、活用業務として総務大臣への届出を行うことで実施できる可能性はあるが、以下の点などを踏まえ、本来業務として実施が禁止される**電気通信事業の公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除き、より自由に実施可能とすることについてどのように考えるか**。より自由に実施可能とする場合、何らかの要件を課すことが必要か。仮に要件を課すことが必要な場合、どのような要件が考えられるか。
 - ・ 活用業務には、以下の制約があること
 - － 活用業務は、**地域電気通信業務の設備・技術・人員等を活用する業務に限定**される。
 - － 活用業務の実施は、「**本来業務への支障**」と「**公正競争への支障**」が生じない範囲に**限定**される。
 - ・ このような制約の中で、地域課題に対するトータルソリューションの提供といった**地域電気通信業務以外の業務**が、NTT法上、**活用業務で実施可能かは必ずしも明確ではないこと**※
 - ・ 競争事業者からは、NTT東西が自ら非通信系サービスを提供することが可能となった場合や、**NTTグループの商材を活用した一体営業等が可能になった場合、公正競争阻害のおそれがある**といった懸念が示されていること
- ※ 例えば、2018年にNTT東日本より総務省に相談のあった「RPA^(注)を用いた業務改善コンサルティングは、経営コンサルティングに該当するため、活用業務として認められない」と判断された事例がある。
- （注）人間がPCを使って行う作業を、ソフトウェアに組み込まれたロボットが代行・自動化する仕組み

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 公正競争環境の確保のためには、**NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要**であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。（KDDI）[再掲]
- 本来業務以外への事業拡大を進めることでNTT法に定める目的に支障をきたすことがあってはならず、また、活用業務の内容によってはボトルネック設備の利用の公平性が損なわれ、公正競争に支障をきたすおそれがあるため、**これまでどおりNTT東西の本来業務の範囲を規定しつつ、活用業務は例外的に許容する位置付けを維持すべき**。また、今後活用業務の積極的な活用・規模の拡大が想定され、現状の運用では本来業務及び公正競争への支障が生じるおそれがあるため、**活用業務ガイドラインの具体化や審査の強化が必要**。（ソフトバンク）
- 地域に対する圧倒的な競争力と影響力をもつNTT東西が無制限に市場へ参入することは、**地域に根差した企業の経営を圧迫するおそれがあるため、業務範囲の拡大に反対**。活用業務の「公正競争への支障」については、十分な納得性と明確な基準が示された上で、**最終的に制度として明示的に記載がされる必要がある**。（JCOM）
- 施設設置負担金で整備された資産を市場競争の中で優越的地位を得るために使用されないための枠組みが必要であり、**回線事業と、上位レイヤの移動通信事業、ISP事業、放送事業等は分離すべき**。（ケーブルテレビ連盟）
- **NTT東西が回線からサービスまで垂直統合してしまい、実質地域に競合他社がない環境にならないよう活用業務の制度を厳格化し、公正競争を阻害する可能性はないかなどについて細心の注意を払った検証がなされるべき**。（JAIPA）
- NTT東西による地域電気通信業務以外の業務が認められた場合には、**固定系と移動系の枠を越えた市場支配力の濫用が新たに生じる可能性があることから、NTT東西の業務範囲を大きく見直すのであれば、現在指定電気通信設備制度で行われているドミナント規制の抜本的な見直しが必要**。（テレサ協会）
- 地域産業の活性化や地方創生の推進に向けては、通信・非通信に関わらず、**地域の課題に対しトータルでソリューション提供を行うことが求められることから、NTT東西が電気通信業務以外の業務も可能となるよう業務範囲規制の見直しが必要**。（NTT）
- **NTT東西として移動体事業への進出やISP事業への進出、NTTドコモとの統合を行う考えはなく、これらについて担保措置が必要であれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモとの統合禁止を規定していただいても構わない**。（NTT）[再掲]

NTT持株による事業の実施の在り方

（論点6 - 2 関係）

- NTTからは、**NTT持株が事業を実施できるようにしてほしい**との要望があるが、**以下の点についてどう考えるか。**
 - ・ 仮に**NTT東西とNTTドコモ等の協業に係る事業**（移動通信事業やISP事業）など、NTT東西の市場支配力の他市場へのレバレッジや複数市場にまたがるジョイントドミナンス等を可能とする事業をNTT持株が行うこととなれば、**公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきでない**と考えられること
 - ・ 他方で、**研究成果の事業化など公正競争上の懸念が生じないケース**については、これを認めても**特段の支障が生じない**と考えることもできること

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- **公正競争上の懸念が生じるため、認めるべきではない。**（ケーブルテレビ連盟）
- **研究成果の事業化と公正競争上の懸念が生じないことの関係性が不明確**であり、また、グループ内の多数のNTT法の規制対象外事業者の活用余地が十分あることから、**NTT持株の業務範囲規制を緩和する必要はなく、現状を維持すべき。**（ソフトバンク）
- **NTT持株の現状の業務範囲や責務の在り方を変更する必要はなく**、また、NTT持株が事業を実施することは、実質的なグループ一体化につながるおそれがあるほか、事業が失敗した場合には損失補填のために「**特別な資産**（電柱・管路・とう道・局舎・土地など）」を**譲渡するおそれ**もあることから、**NTT持株の事業の実施は認めるべきではない。**（KDDI）
- NTT東西やドコモ等に禁止規律を設けても、**NTT持株が事業を実施すること等により禁止規律が実質的に無効化**されれば、ISPや通信事業者の**公正競争に影響を与える**こととなる。（JAIPA）
- **研究成果を事業化する際に、立ち上げ時のリスクを自らとって推進できず**、いわゆる「死の谷」を越えられないケースもあることから、**NTT持株が事業を実施できるように見直しを行い、機動的な事業展開を可能とすることが必要。**（NTT）

NTTに対する累次の公正競争条件の在り方

(論点7-2関係)

- **NTTに対する累次の公正競争条件**は、NTTの各種事業の分離や再編時に、NTTの巨大・独占性の弊害を可能な限り改善し、経営の向上を図る等の観点から策定されたが、**NTTは以下の見直しを要望**。NTTに対する累次の公正競争条件について、市場環境や競争環境の変化等を踏まえ、**どのように考えるか**。
 - ・ NTT持株とNTTデータ・NTTドコモ間の**在籍出向の禁止・取引条件の公正性**
 - ・ NTT持株・東西の**研究開発成果**のNTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズへの**開示における他事業者との公平性**
 - ・ NTT持株・東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの**共同調達の禁止**

(提案募集に寄せられた事業者等の主な意見)

- 公正競争環境の確保のためには、**NTT東西と他のグループ会社との事業再統合の防止やNTT法の業務範囲規制、合併等の認可手続きが必要**であるほか、更なる規律強化や構造的措置による競争環境の一層の整備を目指すべき。(KDDI) [再掲]
- 巨大な調達力を持ち、それぞれの市場で大きなシェアを持つ企業群が自由に事業展開できることになると、公正な競争環境を維持できなくなるおそれがあることから、**NTTの経営の自由度を高めることは抑制的に考えるべき**。(STNet)
- NTTグループ一体化や独占回帰の動きが進んでいること等から公正競争環境確保の観点で強い懸念があり、**NTTグループに対する累次の公正競争条件については引き続き維持すべきであり、加えて、既存の規制が十分機能しているかかの検証が継続的に必要**。(ソフトバンク)
- 同一資本の企業が回線事業、移動通信事業とISP事業を提供していることとなり、**実質的に業務分割規制の迂回が可能となっていることから、NTT法に定められた業務分割規制の目的を達成するための見直しが必要**。(ケーブルテレビ連盟)
- 市場支配的事業者である**NTTグループ内の指定事業者各社がその特定関係人と合併し、又はその特定関係人から事業譲渡を受ける場合は、公正な競争環境の確保のために、競争への影響についての定期的な検証を行う等の取組みが必要**。(テレサ協会)
- 市場支配的事業者の持つ市場支配力を踏まえれば、市場全体の競争構造に大きな影響を与え得ることから、**NTT東西の統合を含め、市場支配的事業者とその特定関係人の合併や事業譲渡等の際は、総務省による審査や検証などの事前・事後措置を講じることが必要不可欠**。(テレサ協会)
- NTTとNTTデータ・NTTドコモ間の**在籍出向禁止・取引条件の公平性**、NTT・NTT東西の**研究開発成果**のNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズへの**開示における他事業者との公平性**、NTT・NTT東西とNTTデータ・NTTドコモ・NTTコムウェア・NTTコミュニケーションズとの**共同調達の禁止**については、市場や競争環境の変化を踏まえ、**見直しが必要**。(NTT)

(公正競争WG第1回会合における主な意見)

- **累次の公正競争条件**について、公平性の確保と関係しており、そのための**規制や状況評価が必要**。(西村(暢)構成員)
- **グループ内の再編**について、電気通信事業法の規律(登録の更新制)の対象外となる等、**規制の空白地帯**となっており、**対応策を検討すべき**。(西村(暢)構成員、林構成員同旨)

卸電気通信役務に係る規律

（論点8 - 1 関係）

- **卸電気通信役務の規律が接続に係る規律よりも相対的に弱いことについて、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。**
 - ・ NTTからは、**卸については接続と異なり、ビジネスベースであることから、規律は必要最小限**であるべきとの意見
 - ・ JAIPAからは、**卸料金の高止まりや、卸関連情報等の目的外利用**など、公正競争維持の観点から事業者に重大な影響が生じる懸念があり、**光サービス卸のキャリアズレート化も含む接続メニュー化など接続と同等レベルで規制・検証が必要**との意見

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 接続制度に準じ、総務省によるコスト算定の厳格化などを通じ**適正な価格での卸サービスの提供が行われる仕組みが必要**。（ケーブルテレビ連盟、JAIPA）
- 卸役務の契約内容は公開されておらず、役務提供を受ける事業者にもNDAによる守秘義務が課せられているため、第三者から内容の検証ができない仕組みになっており、**透明性・公平性の確保が課題**。（ケーブルテレビ連盟）
- **卸は、基本的にビジネスベース**であり、多様なサービスを確保する観点から、**規制は必要最小限**であるべき。（NTT、KDDI）

第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制

（論点8 - 2 関係）

- **第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制**は、現行、NTTドコモに対してのみ課されているが、以下の意見などを踏まえ、どのように考えるか。
 - ・ NTTからは、NTTドコモの携帯電話の契約数のシェアは、競争の進展に伴い、約6割から約4割以下にまで減少する※等、競争優位性はなくなっていることを踏まえれば、**NTTドコモだけに禁止行為規制を課することは適当ではなく、撤廃していただきたいとの意見**
- ※ 禁止行為規制の適用根拠となる収益シェアについて、NTTドコモは40%を超過
- ・ テレコムサービス協会からは、MVNOが公正な競争環境のもとで事業展開や市場競争を行っていくためには、**現行のNTTドコモに加え、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対し禁止行為規制を早期に適用することが必要との意見**

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 移動通信においては、現行の規律を維持するだけでなく、MNOが競争事業者であるMVNOに対して高い交渉優位性を保持しているなかで、MVNOが公正競争環境のもと事業展開や市場競争を行っていくためには、**二種指定事業者のうち、特に交渉力が極めて高い事業者として、現行のNTTドコモに加えて、KDDI、沖縄セルラー、ソフトバンクの3社に対しても、電気通信事業法第30条に基づく禁止行為規制を早期に適用することが必要。**（テレサ協会）
- 禁止行為規制は市場支配力を根拠とした規律であるため、**市場支配力を有すると指定されていない電気通信事業者に禁止行為規制を適用すべきとの見解は、適当でない。**（KDDI）
- **NTTドコモについては、依然として市場支配力を有しており、公正競争環境に影響を与える蓋然性が高いことから、禁止行為規制を維持すべき一方、NTTドコモ以外の事業者については、対MVNOの観点でのイコールフィッティングはこれまでの様々な取組によって十分に担保できていることから、禁止行為規制の適用は不要。**（ソフトバンク）
- **分社時に比してNTTドコモの競争優位性はなくなっていることを踏まえれば、NTTドコモだけに禁止行為規制を課することは適当でなく、撤廃されたい。**（NTT）

電話時代の規制・ルール

（論点8 - 3 関係）

- NTTからは、今後メタル設備を縮退すること等を踏まえれば、**電話時代の規制・ルール（LRIC接続料、プライスカップ規制等）は廃止すべき**との意見が表明されたが、この点について、どのように考えるか。
※ LRICについては、電話のユニバーサルサービス交付金制度の交付金の設備管理部門コストの算定にも用いられている。
- Eメールや国際電話といった電報の**代替的なコミュニケーション手段の普及**や取扱通数が電気通信事業法制定当時から**大幅に減少**していること等を踏まえ、**国際電報事業（廃止）の認可制、契約約款の認可制等**について見直しが必要とされているが、この点について、どのように考えるか。

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 今後、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえても、**電話時代の規制・ルール（LRIC方式による固定電話の接続料算定やプライスカップ規制等）は廃止**すべき。（NTT）
- 通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期に来ており、**全事業者へのビル&キープ方式の導入等、環境変化に応じた制度整備の検討が必要**。（KDDI）
- **LRICは、接続料算定のみならず、ユニバーサルサービス制度における補填額の算定等にも活用され、交付金規模の肥大化を防止する等重要な役割も果たしており、そのような必要な規制・ルールまで廃止することは適切ではない**。（KDDI）
- 実際費用方式による接続料算定では情報の非対称性があることや第一種指定電気通信設備設置事業者の非効率性の排除の点で一定の限界があること等の観点から、**引き続きLRIC方式は有用であることから廃止すべきではない**。（ソフトバンク）
- 国際電報が国内電報同様に独占的な提供と位置付けられた当時の整理や**国際電報事業（廃止）の許可制、料金を含む契約約款の認可制等が維持されていることが適切かどうか等**について、**見直しの検討が必要**。（KDDI）
- 国際電報だけでなく、国内電報についても、大幅に利用が減少している状況であることから、**国内電報事業の認可制についても議論が必要**。（NTT）

5G（SA）時代の機能開放

（論点8 - 4 関係）

- **5G（SA）時代の機能開放**として、以下の4 類型が考えられ、テレコムサービス協会からは、**RANシェアリングによるフルVMNO等の早期実現が必要との意見**があった。いずれの機能の開放形態においても、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要であるが、**事業者間協議を加速し、MNOによる機能開放を促すためには、どういった仕組みが考えられるか**。他にどのようなことが必要と考えられるか。
L3接続相当（サービス卸） / ライトVMNO（スライス卸/API開放） /
L2接続相当（PCC接続方式/ローミング接続方式） / フルVMNO（RANシェアリング）

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- 5G（SA）時代において、**MNOによる積極的な機能開放を促すための制度化やMVNOが金銭を対価にMNO設備の共用に参加できる枠組み（RANシェアリングによるフルVMNO等）の早期実現が必要**。（テレサ協会）
- **フルVMNO（RANシェアリング）**については、設備や無線リソースの制御方法やトラフィック制御の在り方等の広範な技術的課題が多くあり、**実現可能性から議論が必要**。（KDDI）
- 現に**L3接続相当**については、**機能提供に係る情報提供を実施**しており、**L2接続相当**に関しても、国際標準化の動向を踏まえつつ検討可能な範囲から**協議を実施**しており、まずは、その**協議状況について注視することが適当**。（KDDI）
- 5G（SA）サービスの普及促進に向けては、ユースケースの創出を図りながら、ユーザーニーズや技術的課題を踏まえつつ、必要な制度検討を進めていくことが重要であり、機能開放のあり方についても、並行して、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化したうえで、**MNOとMVNOの相互理解を深め、協議を進展させていくことが重要**。（NTT）
- これまでもMVNOに対して国際標準化の動向や当社の準備状況等に関し適宜情報提供するとともに協議を通じてMVNOの要望や実現方法の確認等を実施しており、**引き続き事業者間での協議に委ねることが適切**。（ソフトバンク）

ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方

（論点9 - 1 関係）

- 今後、ネットワークの仮想化・クラウド化により、ネットワークレイヤーにおいても、**ネットワーク設備とネットワーク機能の分離**により、**他者設備を利用した効率的なサービス提供**や、**ネットワーク機能のみを提供するクラウド事業者の増加**等が想定される。このような環境変化を踏まえ、**ネットワーク設備の設置や他人の需要に応じた通信の媒介行為に着目した規律の在り方**について、**公正競争の確保、サービスの安定的な提供や利用者保護等の観点**から、どのように考えるか。
- また、ネットワークの仮想化などを踏まえて、**物理的設備を起点に「電気通信役務」や「電気通信事業者」といった概念が構築されている現在の体系**について、どのように考えるか。

（提案募集に寄せられた事業者等の主な意見）

- ネットワークの仮想化・クラウド化の進展などを踏まえつつ、**規制の根幹である「電気通信事業」の概念等の見直しが必要**。（新経済連盟）
- **設備観点からサービス観点で電気通信サービスや事業者の概念を構築しなおすことが必要**。（JAIPA）
- 設備の設置者や国内の事業者間の競争のみに着目するのではなく、**多様なプレイヤーが多様な形態で競争を行っている実態を反映した規制・ルールへと見直し**していくことが必要。（NTT）
- 今後もMNOやMVNOも含めたモバイル市場における**設備競争及びサービス競争の機能の担保**を目指し、**MNOの設備投資やイノベーションに係るインセンティブを損なうような過度な規制を課すことがないよう、十分な配慮が必要**。（KDDI）

（公正競争WG第1回会合における主な意見）

- **設備とサービスが分離可能となっており、その現状に適したものに法律を見直す機運が高まっている**。（矢入構成員）